
介護保険における住宅改修について

みなかみ町 町民福祉課高齢介護係

R2.6.1～

あらまし

要介護者・要支援者が、在宅生活の継続と自立した日常生活を営むために手すりの取付けなどの対象工事を実際に居住する住宅（住所登録地）について行い、町が要介護者等の心身の状況や住宅の状況などから必要と認めた場合に住宅改修費が支給されます。

改修の種類（対象工事）

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通り面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 様式便器等への便器の取替え
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

※ 新築や新たな居室を設けるなどの増築は、対象外です。

支給限度額

要介護状態区分にかかわらず支給限度基準額は20万円です。20万円までの対象工事について、工事費を支払う時点（領収書記載日）の利用者の負担割合に応じて9割、8割または7割分を住宅改修費として支給します。

<例外について>

- (1) 最初に住宅改修費の支給を受けた住宅改修の着工時点と比較して「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合は、改めて支給限度基準額の範囲内で申請できます。（3段階リセット：1回のみの適用）
- (2) 転居をした場合は、転居先で改めて支給限度基準額の範囲内で申請できます（転居リセット）。ただし、再び転居前の住宅に戻った場合は、転居前の住宅にかかる支給限度基準額の範囲内でのご利用となります。
- (3) 保険料の滞納がある場合、給付制限が適用されます。

<留意事項>

- ・支給限度基準額の範囲内で何回かに分けて申請できます。

・同一の住宅に複数の被保険者がいる場合は、それぞれ支給限度基準額の範囲内で申請できます。ただし、同一の工事に対して重複して申請することはできません。

・同住所地での建て替えは住所異動を伴わないため転居リセットとなりません

手続きのながれ

改修工事を行う前に申請書類の提出（事前申請）と、工事を行った後に完了届の提出（事後申請）が必要です。まずは、担当のケアマネジャーへ相談してください。
担当のケアマネジャーがいない場合は、地域包括支援センターへご相談ください。

※ 申請には、「住宅改修が必要な理由書」を添付する必要があります。被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な工事種別とその選定理由を記載するものです。

理由書を作成するものは、基本的には、担当のケアマネジャー又は、地域包括支援センターの職員としますが、町が行う福祉用具・住宅改修支援事業等として、住宅改修についての相談、助言等を行っている福祉、保健・医療又は建築の専門家も含まれます。

ただし、この理由書を作成する者が担当ケアマネジャーと異なる場合は、十分に連絡調整を行ってください。

1. 事前申請

事前申請及び確認後の事前承諾がなく、工事を着手した場合は、給付対象外です。

事前申請と異なる改修をした場合も給付対象外となります。

以下の書類の提出が必要です。状況によりその他の書類が必要となる場合があります。

(1) 住宅改修費申請書（既定の様式）

(2) 工事費見積書

支給対象となる費用の内訳がわかるよう、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したもの。また、必要に応じてこの見積書が適切に算出されたものであることが分かるよう、その算出方法を明示します。

※ 見積りは複数の業者から取るようにしてください。

(3) 住宅改修が必要な理由書(既定の様式)

上記「手続きのながれ」の※印個所を参照してください。

(4) 現状の写真

撮影日が掲載されているものがが必要です。カメラの機能で日付が掲載されない場合、黒板等に日付を書いたものを写しこんで現場を撮影してください。

(5) 改修予定の状況が確認できるもの

改修後の予定状態を写真や簡単な図で示したもの。

(6) 住宅所有者の承諾書（既定の様式）

住宅改修を行った住宅が当該申請者名義でない場合。

(7) その他必要な書類

2. 町での確認

提出された書類等により、保険給付として適当な改修かどうかを確認します。

3. 施工

事前承認がされた後、工事に着工してください。

※ 事前承認前に着工した工事は、原則対象外となります。

4. 事後申請（住宅改修後の支給申請）

利用者は、工事完了後領収書等の費用発生的事実が分かる書類等を町へ提出することで正式な支給申請が行われることになります。

以下の書類をご提出ください。

(1) 住宅改修に要した費用に係る領収書（原本）

(2) 請求内訳書（工事内訳書）

(3) 改修完成後の状況を確認できるもの

便所、浴室、廊下等の個所ごとの改修後の写真（撮影日のわかるものとし、日付の掲載のあるもの、または、工事用黒板等を使用し、日付を写しこんだもの）

5. 支給の決定

町は、事前に提出された書類との確認、工事が実際に行われたかどうかの確認・審査を行い、支給を決定します。

※事前申請と異なる内容の工事を行った場合、原則支給決定されません。

その他ご注意いただきたい点について

1. 退所（院）前の住宅改修について

入院中の場合は、居宅において介護を受けるものでないため、居宅サービスである住宅改修は認められないのが原則となっています。しかし、退院後の住宅について予め改修しておくため、入院中に住宅改修を着工し、退院後に住宅申請の支給申請を行うこともやむを得ないにとします。

なお、その場合も、事前申請の書類のご提出をお願いします。（退院できなかった場合や万一入院中に死亡した場合は支給対象外となります）

2. 家族が行う住宅改修

ご家族が大工等をしており、家族が改修を行う場合、材料の購入費が住宅改修費の支給対象となります。工賃は支給対象外です。

3. 住宅改修申請の対象外となる改修の一般的な事例

- ・ 施設入所者の一時帰宅(外泊)のための改修
- ・ 住所地の住宅以外の改修
- ・ 要介護認定申請前に着工した改修
- ・ 住宅改修項目(対象工事)にない改修(例：洗面台・台所など)
- ・ 便器の水洗化 など

《問い合わせ先：みなかみ町 町民福祉課高齢介護係 電話 0278-25-5012》

すべての工事内訳

介護保険対象部分を明示

対象部分を抽出する場合は工事範囲を明示

部屋名	部分	写真番号	名称	内容（仕様）	数量	単位	単価	金額	対象部分			住宅改修の種類	算出根拠
									数量	単価	金額		
1階寝室	壁	1	既存壁撤去	石膏ボード厚12mm撤去	△	m ²	△△	△△△	○	m ²	○○○	(1)	手すり設置に係る対象部分を○m ² で算出
		1	下地補強及び壁仕上げ	石膏ボード厚12mmクロス貼り	□		□□	□□□	○	m ²	○○○	(1)	同上
	手すり	2	手すり	木製（金具ステンレス製）	○	m	○○○	○○○○	○	m	○○○○	(1)	
			同取り付け工賃		○		○○○	○○○○	○		○○○○	(1)	
			1階寝室計					○○○○			△△△△	(1)	
1階和室・DK		3	既存壁・床撤去		1	式					○○○○	(3)	対象(床)部分を大工手間比率2/3で案分
	床	3	フローリング張り	ナラ材厚13mm下地及び幅木h=60共	□	m ²	□□	□□□	□	m ²	□□□	(3)	
	壁		月桃紙	軸組、下地(石膏ボード12mm)	○	m ²	○○	○○○					
	天井		木質ボード張り	○○製厚9mm、下地、回り縁共	○	m ²	○○	○○○					
			1階和室・DK計					○○○○			△△△△	(3)	
			小計					○○○○			□□□□		
			諸経費		○	%		○○○	○	%	△△△		
			合計					○○○○			□□□□		
			消費税		10	%		○○○	10	%	○○○		
			総合計					○○○○			△△△△		

対象範囲を明示するのが困難な項目については、案分をして、その根拠を示す

改修の種類：(1)手すりの取付け (2)段差の解消 (3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便器等への便器の取替え (6)その他住宅改修に付帯して必要となる改修

番号	質問		回答
	改修箇所	内容	
1	全般	給付対象外となる工事は、どんなものがあるのか。	ア 制度の目的に合わないリフォーム、新築及び増築、施工業者の都合による場合 イ 単なる老朽化や物理的・科学的な摩耗、故障などが原因で行う場合 ウ 町の事前審査完了前に着工した場合 エ 一時的に生活されている場所など、住民票に記載のない住宅の場合 オ 病院（施設）などからの一時帰宅のための改修工事 カ 事前審査と異なる箇所に設置した場合（高さ調節などを除く）
2	全般	被保険者が子供の家に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことが可能か。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となります。子供の家に住所地が移されていれば、介護保険の住宅改修の支給対象となります。なお、住民票の住所と介護保険被保険者証の住所が異なる場合は、一義的には介護保険被保険者証の住所が住所地となります。
3	全般	申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付がわかるものとのことですが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいのか。	工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取り扱いをお願いします。
4	全般	住宅改修の必要な被保険者が2人いる家の場合、介護保険住宅改修費支給限度基準額は40万円になるか。	介護保険は個人に対して給付されるものであるため、2人で40万円と考えるのではなく、1人20万円として、各々に必要な工事と支給の可否を判断することになります。そのため、支給申請もそれぞれ別々にする必要があり、見積りや領収書といった添付書類もそれぞれ別々に作成することになります。
5	全般	家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当です。
6	全般	住宅の所有名義人が死亡している場合、承諾書はどのように記入したらよいか。	法定相続人により、承諾書を記入していただいて差し支えありません。 例えば、被保険者（妻）が改修を行う自宅が亡夫名義の場合、被保険者本人（妻）が承諾書を記入してください。
7	手すり	手すりの取付けの下地補強の際、張り替えの必要になったクロスの費用は介護保険の住宅改修の対象とできるか。	下地補強した部分のみのクロスに係る費用は対象としても差し支えないと考えるが、下地補強に伴って壁全体のクロスを張り替えたのであれば、クロスの費用を対象とすることはできません。
8	段差解消	現状フローリングに掘りごたつがある。身体状況変化により使用できなくなったので、これを埋めたいが、段差解消として認められるか。	掘りごたつは動線上の段差とは言えないため対象外とします。
9	扉の取替	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となりますか？	既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由であれば支給対象となります。ただし、既存の引き戸が古くなったから新しい物に取り替えるという理由であれば、支給対象とはなりません。
10	扉の撤去	扉の撤去をしてカーテンを取付する改修は対象になるか？	扉の撤去は対象となるが、カーテンの取付けは対象外です。ただし、アコーディオンカーテンの場合は対象となります。
11	扉の取替	トイレの扉交換（開き戸→引き戸）をおこなうが、引き戸にするためにはトイレ自体が狭いので、壁を壊してトイレを拡張したい。付帯工事として認められるか。	トイレの扉交換は支給対象としますが、トイレの拡張工事は対象外となります。

12	トイレ	同一世帯に2人（夫婦）の被保険者が関わる住宅改修については、重複しないように対象となる工事を設定しなければならないと思います が、トイレの改修工事において、便器の取替え（和式から洋式）を妻（要介護1）、その床段差の解消と手すりの取付けについては夫（要支援1）というように各々の必要度に応じて、工事を設定することは可能か？	重複しなければ可能です。 便器取替えは、その床段差の解消まで含めて一体的な工事であるため、重複すると考えます。
13	トイレ	既存の和式トイレを改修せず、居室の隣室を改造して洋式トイレを新たに設置する場合、支給対象となるか？	改修でなく、トイレが増設されているため対象外です。
14	トイレ	外にある和式トイレを取り壊し、居室近くの一室に洋式トイレを新設する場合、住宅改修の支給対象となるか？	「洋式便器等への取替え」に該当し、便器についてのみ対象となります。
15	トイレ	和式便器から暖房便座や洗浄機能がついた洋式便器への取替えた場合、住宅改修の支給対象となるか？	和式から暖房便座や洗浄機能一体型の便器に取り換える場合にあっては、改修の支給対象に含めて差し支えありません。 ただし、この場合は、あくまでも便器の交換を認めているものであり、暖房・洗浄機能の電源を確保するための電気工事は付帯工事として対象となりません。 また、水洗化に関する部分についても保険給付の対象外です。
16	浴室	ユニットバスの工事の際、既存の浴室の壁を壊して浴室を広げる工事は対象か。	拡張部分の工事は対象外。ただし、拡張後の工事は、ユニットバス購入目的による面積按分等により対象工事費を算出することが可能な場合、対象となります。 なお、浴室の床部分改修及び浴槽の改修双方の目的を持った住宅改修の場合であっても、必ずしもユニットバス購入費すべてが住宅改修の対象となるわけではなく、出窓や壁面収納等住宅改修の目的(段差解消や滑りの防止)以外のものは工事費用から控除することになり、保険給付の対象とはなりません。
17	デッキの取付け	居室から外の物干し場に降りるのが負担なので、居室の高さのウッドデッキを設置したいが支給対象となるか。	ウッドデッキの設置は、原則給付対象とは認められません。ただし、車いすで移動する際、他の通路が確保できず、ウッドデッキ設置以外の方法がないなど、特別な理由がある場合には、給付対象と認められる場合があります。
18	通路	門の脇の壁を取り崩し、スロープで新しい道を新設する工事が支給対象となるか？	通路の新設は対象外です。ただし、スロープの横に設置する手すりについては、移動動作に資する目的の手すりとして、手すりの設置のみ対象と認められます。
19	理由書	理由書の作成が可能な専門家とは？	本来、居宅サービス計画を作成するケアマネジャー及び地域包括支援センター担当職員とされています。サービス利用がないため、担当ケアマネジャーがいない場合、まずは地域包括支援センター担当職員にご相談ください。 他、理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を得る者が理由書を作成することができます。